

北上市告示乙第91号

地方自治法第244条の2第11項の規定により、次のとおり指定管理者の指定を取り消した。

令和7年7月31日

北上市長 八重樫 浩 文

- 1 公の施設の名称
本通り駐車場
- 2 指定を取り消した指定管理者
北上市本通り二丁目2番1号
北上都心開発株式会社
代表取締役社長 佐 藤 恒 雄
- 3 指定取消日
令和7年10月31日

この処分は、令和7年10月31日をもって効力を生じる。